

総合計画特別委員会の設置に関する決議

- 1 本市議会に総合計画特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、第7次江別市総合計画について調査及び審査を行う。
- 3 委員会の定数は、10人とする。
- 4 委員会は、閉会中も調査及び審査を行うことができることとし、議会において調査及び審査の終了を議決するまで継続存置する。

上記、決議する。

令和5年9月29日

北海道江別市議会